

再審に関する法改正を求める会長声明

- 1 2023年3月13日、東京高等裁判所は、「袴田事件」に関する第二次再審請求事件について、2014年3月27日の静岡地方裁判所による再審開始決定を支持し、検察官の即時抗告を棄却した。今般、東京高等検察庁は特別抗告を断念したが、これは当然の結果であり、静岡地方裁判所は速やかに再審を開始し、袴田巖氏（以下「袴田氏」という。）に無罪を言い渡すべきである。
- 2 「袴田事件」は、1966年6月30日、静岡県清水市（現在の静岡市清水区）のみそ製造販売会社専務宅で一家4名が殺害され、自宅が放火されたという住居侵入、強盗殺人、放火事件であり、同事件の被疑者として袴田巖氏が逮捕・起訴された。袴田氏は、当初より無実を訴えていたが、1968年9月11日、静岡地方裁判所が死刑判決を下し、1980年に同判決が確定した。

その後、第一次、第二次再審請求（第二次再審請求は、心身に不調を来した袴田氏に代わって同氏の姉である袴田ひで子氏が請求人である。）を経て、2014年3月27日に静岡地方裁判所が再審を開始するとともに死刑及び拘置の執行を停止する決定を行い、47年ぶりに袴田氏は釈放された。

しかし、検察官は、この決定に対して即時抗告を行い、2018年6月11日、東京高等裁判所は再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却した。

これに対し、袴田ひで子氏が特別抗告を行ったところ、2020年12月22日、最高裁判所は東京高等裁判所の上記決定を取り消し、本件を同高等裁判所に差し戻すとの決定を行い、この決定を受けて、東京高等裁判所において差し戻し後即時抗告審の審理が行われ、漸く上記再審開始決定を維持する決定が出たのである。

このように袴田事件は、再審開始決定に対して検察官の不服申立てを認めている現行刑事訴訟法の問題点を浮き彫りにした事件である。袴田氏は、静岡地方裁判所の再審開始決定から9年の長きにわたり、釈放されてはいるものの死刑囚という不安定な立場に置かれてきたのであり、検察官の不服申立て制度が、手続の無用な長期化を招いていることは明らかである。

そして、このような再審開始決定に対する検察官の不服申立てが、幾つもの著名なえん罪事件において、無罪判決を遅らせる結果になったことは論を俟たない。裁判所が再審開始決定を行った以上、検察官は、再審公判の場で真実解明に努めるべきであるが、再審開始決定に対する検察官の対応は、一向に改まる気配を見せない。こうした状況を抜本的に改善するためには、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止する法改正を行うほかない。

- 3 また、袴田事件においては、第二次再審請求の請求審において、約600点もの証拠が新たに開示され、それが再審開始の判断に強い影響を与えている。

しかし、現在の刑事訴訟法には再審手続に関する規定が、わずか19か条しかない(435条ないし453条)。とりわけ審理の在り方については、同法445条が、「必要があるときは」「事実の取調」をさせることができる旨を定めるのみである。そのため、再審請求事件における審理の進め方は、裁判所によって千差万別である。

特に、再審請求手続における証拠開示については、現行法上、明文の規定を欠いており、裁判所の対応は、「再審格差」といえるほど深刻である。再審請求事件においても証拠開示は極めて重要であるところ、裁判所の積極的な訴訟指揮によって大量の証拠開示が実現した事件がある一方で、極めて消極的な態度を取る裁判所もある。

こうした実情を受けて、刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成28年法律第54号)附則9条3項は、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示・・・について検討を行うものとする」と規定したが、今なお、再審請求事件における証拠開示については法制化のめどは立っていない。

- 4 そこで、当会は、我が国のえん罪被害者が一日も早く救済されるよう、国に対し、再審請求手続における全面的証拠開示制度の創設及び再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止を盛り込んだ刑事訴訟法その他の関連法令を早急に整備することを求める。

2023年(令和5年)3月27日

青森県弁護士会

会長 小野 晶子